

損害賠償及び和解に関する件

令和7年（2025年）5月21日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

札幌市中央区在住者

2 事故の概要

令和6年7月28日、札幌市南区真駒内において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する路傍樹の倒壊により損傷した。

3 損害賠償の額

2,779,300円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。